

## 国立大学法人高知大学における教育研究設備・機器の共用方針

令和4年10月27日  
学 長 裁 定

国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）は、大学としての学術研究設備に対する方針として、平成17年6月に「国立大学法人高知大学における設備整備マスタープラン」をとりまとめ、法人独自の予算を基本としつつ、運営費交付金の基盤的設備整備分や科学研究費補助金等の競争的資金、また、共同研究等の外部資金を確保し、教育研究活動の基盤とされる施設・設備の整備を推進してきた。

この度、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において、令和4年度から大学等が研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表することとなっていることから、文部科学省にて令和4年3月に策定・公表された「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」を踏まえ、新たに本学における教育研究設備・機器（以下「設備・機器」という。）に関する基本的な考え方として、「教育研究設備・機器の共用方針」を定める。

なお、本学の設備・機器を学内全体への広い利用を可能とするとともに、本学の裁量によって外部の第三者の利用を可能とする仕組みを戦略的に構築し、推進することを「共用」と定義し、また戦略的に構築された共用の仕組みを「共用システム」と定義する。

### 1. 経営戦略に基づいた教育研究環境の整備・運用と共用システムの確立

本学は、教育研究に必要な設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、経営戦略に則り教育研究環境を整備・運用し、人材育成・確保も含めて共用システムを確立する。

### 2. 全学一体となった設備・機器の共用促進

本学は、本学の構成員（国立大学法人高知大学組織規則第3条に規定する役員及び同規則第8条に規定する職員）が一体となって、設備・機器の利用環境の整備や運用を協働し、共用を促進する。

### 3. 共用システムの運営体制の確立

本学は、設備・機器の共用を促進するため、共用システムの運営体制を確立する。

### 4. 共用システムの実装

本学は、設備・機器の利用料も含め多様な財源を活用して、設備・機器の整備・運営を継続的に維持・発展させていく仕組みを構築するとともに、高度で専門的な知識・技術を有する技術職員は、研究者とともに課題解決を担う上で重要であることから、キャリアパスの整備も含めて育成・確保する。

### 5. 「戦略的設備整備・運用計画」の策定

本学は、上記1から4の事項を実現するため、本学の設備・機器の現状を把握・分析の上、本学の経営戦略を踏まえた中長期的な「戦略的設備整備・運用計画」を策定する。